

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	信託協会における受益証券発行信託計算規則の改正を受けた課税関係の明確化		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>受益証券発行信託に係る会計処理を定める信託協会の計算規則においては、信託財産の減価償却費相当分に係る投資家（受益者）への分配（利益を原資としない分配）を「元本の払戻し」として処理する規定がなく、税制上の取扱いについても、利益を原資としない分配に係る所得税、法人税、個人住民税、法人住民税及び事業税の課税関係が不明確となっている。</p> <p>また、当該規則に基づく会計処理では、その他有価証券に負の評価差額金が生じたときなどに、実態として存在しない利益が留保金として計上されてしまう場合がある。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>信託協会において規則改正を行い、「元本の払戻し」として処理する規定を設けることを予定している。税制上の取扱いについても、利益を原資としない分配に係る所得税、法人税、個人住民税、法人住民税及び事業税の課税関係が不明確となっていることから、上記計算規則において利益を原資としない分配を「元本の払戻し」として処理する規定を設けた場合に、分配を受ける投資家（受益者）において所得税の課税がないこと等、課税上の取扱いを明確化する。</p> <p>また、当該規則に基づく会計処理では、その他有価証券に負の評価差額金が生じたときなどに、実態として存在しない利益が留保金として計上されてしまう^(注) 場合があることから、関連規定の改正を予定している。法人税法第2条第29号ハ（2）の規定を、改正後の受益証券発行信託計算規則による留保金に基づき適用すること</p> <p>（注）法人税法第2条第29号ハ（2）の規定により、信託内における留保金が元本に対して2.5%を超えると、法人課税信託に該当し、超えない場合と税制上の取扱いが異なる。</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人税法第2条第29号ハ（2） </div>		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>信託協会において受益証券発行信託計算規則を改正し、信託財産の減価償却費相当分に係る投資家（受益者）への分配を「元本の払戻し」として処理する規定を設けるとともに、この場合の課税関係の明確化を図る。</p> <p>また、信託協会において同規則を改正し、その他有価証券に負の評価差額金が生じた場合などに実態として存在しない利益が留保金として計上されることがないようにするとともに、この場合の課税関係の明確化を図る。</p> <p>これらにより、動産やその他有価証券を信託財産とする受益証券発行信託の組成及び投資家への提供を可能とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定受益証券発行信託においては、従来、不動産等を信託財産としている。今後、信託の受託者において、不動産だけでなく、多額の減価償却費が発生する動産や、評価差額金が純資産に直接計上されるその他有価証券についても信託財産とすることを企図している。</p> <p>現行の受益証券発行信託計算規則に基づく、動産やその他有価証券を信託財産とする場合などにおける課税関係が不明確であることから、当該規則の改正その他の所要の措置が必要となる。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の保護と利用者利便の向上 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	上記所要の措置を講ずることにより、明確な課税上の取扱いの下で、動産やその他有価証券を信託財産とする受益証券発行信託の組成及び投資家への提供を可能とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定受益証券発行信託における受託者及び受益者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	受益証券発行信託計算規則の改正その他の所要の措置により、減価償却費相当分を投資家（受益者）へ分配することを前提とした動産を信託財産とする場合に、受益証券発行信託の投資家等に係る課税関係の明確化が図られる。 また、その他有価証券を信託財産とする受益証券発行信託に負の評価差額金が生じた場合などに、実態として存在しない利益の留保金としての計上が、投資家等への課税関係に影響するおそれが無くなる。 このため、明確な課税上の取扱いの下で、これらを信託財産とする受益証券発行信託の組成及び投資家への提供が可能となることから、措置として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	受益証券発行信託計算規則の改正その他の所要の措置によらなければ、減価償却費相当分を投資家（受益者）へ分配することを前提とした動産を信託財産とする場合に、受益証券発行信託の投資家等に係る課税関係の明確化が図られない。 また、その他有価証券を信託財産とする受益証券発行信託に負の評価差額金が生じた場合などに、実態として存在しない利益が留保金として計上され、投資家（受益者）等への課税に影響が生じうる。 このため、措置として妥当である。

<p>これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項</p>	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	—
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	—
	<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>		—